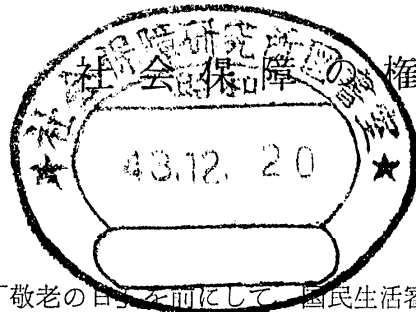




権利意識

菊池 勇夫

去る9月15日の「敬老の日」を前にして、国民生活審議会の老人問題小委員会がまとめた『深刻化する老人問題』という報告が発表された。また全国社会福祉協議会は、全国13万人の民生委員の協力を得て行った『全国寝たきり老人の実態調査』を発表し、この調査に基いた対策として、7項目の具体的要望を厚生省に陳情した。

これより先に7月15日には、老齢福祉年金における夫婦受給制限の規定（国民年金法79条の2の5項）は憲法（14条1項）違反になるという東京地裁判決が出て、老人問題に世論の注意をうながしたのである。判旨は、「夫婦者の老齢者の場合に理論のうえで生活の共通部分について費用の節約が可能であるといいうるにしても、支給額が農村4級地区の最低生活費のほとんど半額にすぎず、老齢福祉年金制度の理想からすれば余りにも低額である現段階において、夫婦者の老齢者を単身の老齢者と差別し、夫婦者の老齢者に支給される老齢福祉年金のうち金3,000円の支給を停止するがごときは、国家財政の都合から、あえて老齢者の生活実態に目を蔽うものであるとのそしりを免れないというべく、到底、差別すべき合理的理由があるものとは認められない」とし、それゆえ夫婦受給制限の規定は、合理的理由のない差別をしているから憲法14条1項に違反し無効としたものである。この規定は、国民年金法の改正の都度、衆参両院の社会労働委員会において廃止の付帯決議が付され、社会保障制度審議会においても廃止または緩和が答申されており、ただ財政事情を理由に実現されずにいた。それを原告の牧野亨老人により訴訟事件とされたことには、社会保障に関する権利意識の問題として大きい意義がある。

すでに明治43年に、民法起草者で『隠居論』の著者、穂積陳重博士が、「英国に於ける養老期金法（1908年8月1日法）と社会権」という大論文を発表している（『穂積陳重遺文集』第3冊所収）。その結論として、「養老期金法」すなわち老齢年金法は「貧民救助法」と根底において主義を異にするものであり、その権利は、「老人が特に社会の一員として有するものなるを以て之を社会権と称すべきものであると信じます」という卓見を述べている。そのような社会権が、日本ではようやく近年になって実現されたわけである。そして牧野訴訟は、朝日訴訟につづいて社会的権利意識を明らかにした事件といえることができる。

関西のある県で試みた民生委員の意識調査によれば、朝日訴訟を知らない者が大半であり、生活扶助が権利であることを不知または不賛成な者がやはり半数に近いことがわかった。わが国の民生委員制度は昨年で50年となり、民生委員・児童委員の全国大会（岡山市）で活動強化要綱を決議し、今年の全国大会（福岡市）では実施第1年の決議をしている。しかしこの制度の近代化について内外から強い批判が起っているのである。近く委員の改選が行われるに際し、適格者の基準の一つに社会保障の権利意識を明確にすることを掲げる必要があると考える。